

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
1	①税率設定のあり方	<p>(1) 「課税標準となる宿泊料金の単位」(2頁)について 県が提示された考え方が、税法の仕組みから考えれば適切であると考えます。 納税義務者を宿泊者(個人)、課税物件(課税の対象)を宿泊行為と設定し、宿泊行為がどの宿泊者によるものであるという、課税物件と納税義務者との結び付き(帰属)が必要になることからすれば、その課税物件である宿泊行為を金額にした課税標準である宿泊料金も、1人1泊当たりを単位とするべきことになると考えられます。それ以外のものを単位とすることは、上記の「納税義務者を個人、課税物件を宿泊行為とし、宿泊行為がどの宿泊者によるものであるか」という結び付きが必要」という課税の仕組みを前提にする限り、理論的に困難と言わざるを得ません。</p> <p>(2) 「具体的な税額の上限額」(3~4頁)について 上限については、4頁の案2の方が相応の根拠を示しているものといえますし、円滑に実施するという観点からは、適切と考えます。</p>	末崎委員	<p>宿泊料金の単位については、委員意見と同じく、納税義務の成立要件(課税要件)を踏まえ、1人1泊当たりの単位となると考えております。</p> <p>税額の上限額につきましては、納税者(宿泊者)の税負担が著しく過重とならないための方策として設定するものですが、対応案として示しております、先行導入団体の税額の最高額とする案、先行導入団体のうち広域団体(都府県)の平均税額に対する最高税率の倍率を考慮した案の2案を基にご議論いただきたいと考えます。</p>
2	①税率設定のあり方	<p>(課税単位について) 「宿泊料」を課税標準とする場合、課税単位は実態に合わせて宿泊者一人あたりとする。仮に宿泊料が部屋単位の場合は宿泊者数で除した金額(部屋当たり一泊2万4千円、宿泊者3名であれば8千円)を課税標準とする。 なお宿泊料と食費等との区分については懸念が残る。仮にホテルAは宿泊料1万円、食費5千円として宿泊者から1万5千円を徴収、他方、ホテルBは宿泊料5千円、食費1万円として同額の1万5千円を徴収しているならば、宿泊税はホテルBが低くなる。しかし、両ホテルの食費の差(5千円)が実態を反映している(品数?食事の質?)のか、客観的な根拠を示すことは難しいと思われる。食費と宿泊料を区分する基準を県が定めるべきである。</p>	佐藤委員	<p>宿泊料金の単位については、委員意見と同じく、納税義務の成立要件(課税要件)を踏まえ、1人1泊当たりの単位となると考えております。</p> <p>宿泊料金(素泊まり料金)と食費等との区分につきましては、第2回の委員会において、宿泊施設では区分経理がなされていること、旅行者からの受注についての単価は特定できることについてご意見があったほか、例えば、宿泊事業者へのアンケート調査により一定割合を設定する方法も考えられますが、その妥当性・客観性を確保することは困難であると考えますので、宿泊事業者側のコンプライアンスによる自浄作用を期待する観点から、特別徴収義務者である宿泊事業者の自主的な申告に基づき把握する方向での対応を考えております。</p>

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
3	①税率設定のあり方	この徴税は観光客が超短期移住者として納税するようにも考えられる。天井をつけるよりも、その分行政サービスとして長期にわたる改善を行い県が考えている富裕層誘致に向けて整備して行った方が良いのでは	松村委員	税額の上限額につきましては、受ける行政サービスに対して納税者（宿泊者）の税負担が著しく過重とならないための方策として設定を考えているものです。趣旨をご理解いただき、対応案として示しております、先行導入団体の税額の最高額とする案、先行導入団体のうち広域団体（都府県）の平均税額に対する最高税率の倍率を考慮した案の2案を基にご議論いただきたいと考えます。
4	①税率設定のあり方	今でも定額制を主張しますが、定率であれば2%支払う側、徴収義務者双方の理解を得られる範囲だと考えます。 前提として宿泊税は、打ち出の小槌ではないという認識を持つべきです。	大島委員	本検討委員会において、定額制と定率制をお示しし、これまでの議論を踏まえ、当県としては定率制で上限を設ける方向で検討することとなっております。 具体的な税率については資料記載のとおり、財政需要額の範囲内で定めることとなります。
5	①税率設定のあり方	需要調査では、108億だが 要求ベースの7割程度のより丁寧な説明を頂きたい。 ※需要額の積み上げ根拠と財政査定のあるあり方等 上限額の在り方 応能原則と応益原則 行政サービス等 詳しい説明が必要	並里委員	税率は、税収額が財政需要額の範囲内となるように定めることとなります。需要調査結果は、県と市町村あわせて約108億円となっておりますが、この金額は第2回検討委員会において指摘があったとおり、あくまでも要求ベースの金額となっております。このため、実際の事業費は、要求ベースの概ね7割程度であることを踏まえ、財政需要額は約76億円としております。 税額の上限額につきましては、納税者（宿泊者）の税負担が著しく過重とならないための方策として設定するものであり、客観的に比較できるデータを考慮することとし、先行導入団体の税額の最高額とする案、先行導入団体のうち広域団体（都府県）の平均税額に対する最高税率の倍率を考慮した案をお示しております。この2案を基にご議論いただきたいと考えております。

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
6	①税率設定のあり方	実際の事業費は要求ベースの7割ではなく、要求ベースをもとに考えるべきではないでしょうか(税率は3%)。	豊田委員	番号5（一段落目）におけるコメントと同様になります。
7	②課税免除	課税免除については、これまでの議論の内容を踏まえて考えれば、県のご提案のとおり、修学旅行生及びその引率者を除いて設けないことが適切であると考えます。沖縄県民について課税免除を認めることは、資料にも記載されているとおり、憲法14条1項の「法の下での平等」原則に反し、違憲無効と判断されるおそれがあるため、採用するべきではないと考えます。	末崎委員	<p>県民を課税免除することにつきましては、前回委員会において県民の理解の醸成や県民ぐるみで観光地を作っていくという観点から説明が可能というご意見がある一方で、制度として県民と県民以外の観光客で税を分けるのは「法の下での平等」上問題が出る可能性があるとのリスクを指摘する意見がありました。</p> <p>このほか、先行団体のうち課税免除を導入している団体では特定の地域の在住者を対象とするのではなく宿泊料金により課税免除を設定している状況も併せて考慮しますと、委員ご指摘のとおり、県民を課税免除とすることにつきましては税制上の整理が難しいものと考えております。</p> <p>そのため、修学旅行制及びその引率者のみを課税免除とすることを案として示しております。</p> <p>以上を踏まえ、ご議論いただきたいと考えております。</p>

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
8	②課税免除	<p>ビジネス客や住民の宿泊による課税を回避する目的からも一定額の課税最低限（宿泊料5千円など）を設けることが望ましい。住民と住民以外で課税免除を定めることは（例えば、同じ高級ホテルに宿泊しているにも関わらず課税の有無が異なるなど）課税上の公平性だけではなく、仮にマイナンバーや予約時の登録住所等で居住地確認するにしても実効上の困難がある。例えば、沖縄県出身で、現在東京の在住者が帰省目的で来県した場合、本人は沖縄県住民を自認していても住所上は住民以外にあたり課税が生じる。</p> <p>逆に大学生が住所を沖縄県に残したまま県外に進学して、帰省した場合、住民以外であっても住所は住民にあたるため課税免除になる。住民と住民以外と一緒に宿泊しているが、住民名義で予約されているケースはどうか？現場で混乱が起きかねない。課税最低限の設定は課税免除の代替になる。</p> <p>全体的に議論が理念（理想）先行になっているのが気になる。実効性を担保できるかが重要。例えば、「観光目的以外の宿泊者に対しては、宿泊税を財源とする補助制度で対応」するのは無理がある。「観光目的以外」かどうかを確認できないため。</p>	佐藤委員	<p>宿泊料金による課税免除につきましては、令和元年度に整理した制度設計素案において、宿泊料金1人1泊5千円未満の宿泊を課税免除としておりました。当該免除は観光目的以外で宿泊する県内離島在住者への配慮の観点から設けていたものですが、公平性の観点から行政サービスから利益を受ける者を課税対象外とすべきではないとの意見を多くいただいており、これまでの検討委員会での意見も踏まえると宿泊料金での設定は難しいものと考えております。</p> <p>また、県民の課税免除につきましては、番号7と同じ理由から設定は難しいものと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、観光目的外の宿泊かどうかについて確認できるものではありませんが、離島住民の宿泊については離島住民を対象とする事業などで一定の配慮が行えると考えているものです。</p>

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
9	②課税免除	<p>先回でも申し上げたとおり、私としては県民も免除対象にするべきであると考えます。</p> <p>まず資料に書かれている「特別徴収義務者の作業負担の懸念」については、第2回会議における宿泊事業者委員方のご意見（技術的に不可能ではない）により軽減されたものと記憶しております。</p> <p>次に法の下での平等について、もしこれを絶対的平等として理解するのであれば、ではなぜ「修学旅行生及びその引率者」は免除対象とするのかについて説明がつかなくなると思います。これらの人々を免除対象とするのは、直接的な教育的効果ならびにその社会的波及の意義、および経済的困窮家庭への配慮などに基づき、衡平性（equity）を原則とした相対的平等を本税制度に導入するためなのではないでしょうか。そのように説明するのであれば、県民にも県外民と同等の課税をすることがはたして衡平性の原則に適うのかどうか、熟慮する必要があると思います。観光立県を標榜する本県において、県民は県内観光への理解と協力を広く訴えかけられる客体であると同時に、県内において振興される観光産業による外部不経済（オーバーツーリズム等）を、直接的に受苦する恐れを常に被っている存在でもあります。またそもそも県内移動において、他県と比して不利な条件を有する島嶼県住民でもあります。これらの人々に対して、衡平性の観点から課税を免除することは、法の下での相対的平等に反しないと主張することは可能だと考えます。むしろ、数十年後においても観光が中軸として存立している沖縄社会を官民が協働して描くためには、沖縄県こそがこのような主張をリードして行う姿勢を、県内外に対して示すことが不可欠であると考えます。</p>	越智委員	<p>地方税法において、課税免除を行うことができるのは、「公益上その他の事由により課税を不相当とする場合」とされており、一定の範囲のものに対して課税しないこととする場合は、基本的に公平の原則に反することとなるため、公平の原則に反することよりも、課税免除を措置することによる公共の利益が大きい場合に課税免除を導入することとなります。</p> <p>県民を課税免除することにつきましては、前回委員会において県民の理解の醸成や県民ぐるみで観光地を作っていくという観点から説明が可能というご意見をいただきましたが、一方で、他委員からは、制度として県民と県民以外の観光客で税を分けるのは「法の下での平等」上問題が出る可能性があること、同じく憲法14条1項の「法の下での平等」原則に反し、違憲無効と判断されるおそれがあるとのリスクを指摘する意見がある状況です。</p> <p>このほか、先行団体のうち課税免除を導入している団体では特定の地域の在住者を対象とするのではなく宿泊料金により課税免除を設定している状況も併せて考慮しますと、県民を課税免除とすることにつきましては税制上の整理が難しいと考えております。</p> <p>そのため、修学旅行制及びその引率者のみを課税免除とすることを案として示しております。</p> <p>以上を踏まえ、ご議論いただきたいと考えております。</p>

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
10	②課税免除	<p>県民や学生に対して免税をしたいと思う気持ちが大いだが、その処理コストのことを考えると大きい。税収を最大限にイシューとなるものに活用する方が、地域の観光資源と住民の生活環境を守りつつ、持続可能な観光を支えるために有効ではないだろうか。またそれは天井を設けることに対しても言えることではと考えます</p>	松村委員	<p>番号7, 8, 9の理由から、修学旅行及びその引率者のみを課税免除することを案として示しております。 また、税額の上限額につきましては、納税者（宿泊者）の税負担が著しく過重とならないための方策として設定するものです。 以上を踏まえ、ご議論頂きたいと考えております。</p>
11	②課税免除	<p>県民は絶対免除。県民から観光への理解を得るためが理由です。 また、学校教育法による修学旅行と引率。その場合、先生は引率だが旅行社の添乗員は宿泊はフリーで取らない場合が多いはずだが、宿泊税だけは取ってもいいと思うが、そうなると、宿泊ゼロ円なので取れない？ことになる。</p>	大島委員	<p>県民の課税免除につきましては、番号7, 8, 9と同じ理由から設定は難しいものと考えております。 なお、定率制の場合、課税標準額である「宿泊料金」に率を乗じて税額を算出しますので、ご意見にある添乗員の例も含めて、宿泊料金がない場合は宿泊税の課税はありません。</p>
12	②課税免除	<p>県民（離島）に対しては、補助金もしくは 特別宿泊プランが良い</p>	並里委員	<p>離島住民の宿泊や、県民の観光に対する理解の醸成などは、観光目的税を活用した使途事業により配慮または促進することを検討することとしております。</p>

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
13	③県と市町村の税配分	導入する、しない市町村どちらも1:1ではいけないのでしょうか。	大島委員	<p>県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められています。</p> <p>一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められています。</p> <p>県と市町村の税率や配分については、観光振興施策に係る県と市町村の役割、用途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、検討する必要があると考えております。</p> <p>県1、市町村1としたいと考えております。また、独自に観光目的税を導入する市町村は、県2、市町村3としたいと考えております。</p> <p>観光目的税を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討し、税活用事業は、KPI等を設定し評価検証することとしております。</p> <p>なお、財政需要調査を十分に精査した上で、優先順位を定め、事業を実施することを想定しております。</p>
14	③県と市町村の税配分	県と市町村の配分比率は百分比にしてきめ細かく対応できるようにしたらどうでしょうか。例えば35%と65%とか。	豊田委員	番号13におけるコメントと同様になります。

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
15	③県と市町村の税配分	<p>宿泊税の税収の県と市町村との配分については「1対1」、「1対3」といった意見があるが、本来、その配分は観光促進目的の事業の規模とその実施主体（県か市町村か）によるべきである。県、市町村が担うべき事業を精査してその予算額に応じるのが望ましい。税収から配分を議論するのは本末転倒であり、必要な事業に比して多くの税収が配分される自治体で無駄な支出（観光目的とは異なる事業への流用）が生じかねない。納税者（宿泊客）への説明責任も果たせなくなる。</p>	佐藤委員	番号13におけるコメントと同様になります。
16	④文化観光スポーツ部長への報告事項	<p>(8)③と⑤は文章として不自然だと思いますので（特に⑤は読解しがたい文言）、下記のような修正を提案します。</p> <p>③観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり ⑤地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進</p>	越智委員	ご指摘を踏まえ修正します。

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
17	④文化観光スポーツ部長への報告事項	<p>資料4 1(1)「導入の目的」について 県内において、「観光による弊害の未然防止、抑制等（いわゆるオーバーツーリズム対策）」が喫緊の課題となっている地域も増えており、国の観光政策とも調和を図る観点から、下線部の追記につき意見を提出させていただきます。 （追伸：、本制度が、沖縄県民全員そして観光客の皆様に、大切に永く育てて頂けるものになることを祈念しております。また、実施に向けた各論の具体化、将来の検証や見直しを進めていただく中で、全国をリードする優良モデルとして更なる成長を遂げていただけるよう、引き続き貢献できれば嬉しく思います。）</p> <p>(1) 導入の目的 世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で快適な観光の実現、<u>観光による弊害の未然防止等</u>、観光振興により県民、観光客、観光事業者の全てが幸せな三方よしの社会を達成するために要する経費に充てるため</p>	星委員	ご指摘を踏まえ修正します。

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
18	④文化観光スポーツ部長への報告事項	<p>沖縄県を訪れる観光客の目的のひとつに海があります。しかし今年にはスノーケリングでの死亡者が多く、とても残念な数字が出ています。マリンレジャー利用客の安全、安全のためには安全対策費が急務です。県内は特に離島は自然海岸が多くそこで泳ぐ観光客は自己責任ではありますが、最低でも通信状態を保っていないと緊急事態に対応できず助かる命も助からない。これでは安心安全とは言えません。また、お金だけ落としてくれて経済効果には大きく貢献してくれるクルーズ船客は、県内の交通や集中的な混雑で県民生活に大きな負担を与えています。クルーズ船からも徴収できる形はとれないのでしょうか？</p>	大島委員	<p>観光目的税は、安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）、観光客の満足度の高い受入体制の充実強化などの、新規又は拡充する取組に活用してまいります。</p> <p>これらの取組により、県民・観光客・事業者、それぞれの満足度を最大限高めながら、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指してまいります。</p> <p>クルーズ船を利用する観光客に対しては、入域税として税を徴収することになると考えられますが、県では、平成30年度の観光目的税検討委員会において、入域税、レンタカー税及び宿泊税について導入の検討がなされ、この中から宿泊税の導入について検討することが適当とされ、これまで検討を重ねてきております。</p> <p>これまでの検討を踏まえ宿泊税の導入を前提としてご議論いただければと考えております。</p>
19	④文化観光スポーツ部長への報告事項	<p>広域事業については、市町村の意見をしっかり聞いて実施してほしい</p> <p>導入3年後に見直しあるが、需要額及び業界の状況を鑑みて柔軟に対応できるように</p> <p>現時点で県庁内の調整と総務省からの内諾を取って頂きたい。（率・上限・配分等）</p> <p>※担当者が変わっても大丈夫なように文書として残すべき。</p>	並里委員	<p>県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められています。市町村や観光関連団体と丁寧に意見交換を行いながら、広域事業を実施してまいります。</p> <p>導入3年後の見直しについては、検討委員会からの意見等の提示の中で記載したいと考えております。</p>

第3回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料5

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
20	④文化観光スポーツ部長への報告事項	<p>観光業界や市町村など意見調整が難しい点があることは承知していますが、お互いに歩み寄ることが大切だと思います。 予定通り導入し、早急に税収を確保して観光の振興にあてることを最優先すべきだと思います。</p>	豊田委員	<p>納税者の過重な負担とならない、簡素で分かりやすい制度となるよう、観光関連団体や関係市町村と丁寧に意見交換を行いながら、導入に向けて取り組んでまいります。</p>